資料５－２

スライド資料

【第3号議案】

直江津港分区の変更について

新潟県交通政策局港湾整備課

概要

１　変更の内容
　　現在指定している商港区の一部を工業港区に変更する。

２　変更の理由
　　これまで西ふ頭に存在してきたアルミナサイロを、今後セメントサイロとして再利用することが確実となったため、所要の分区の変更を行うもの。
　　分区の指定においては、セメントサイロが許容される工業港区に変更する。

直江津港　分区変更位置図

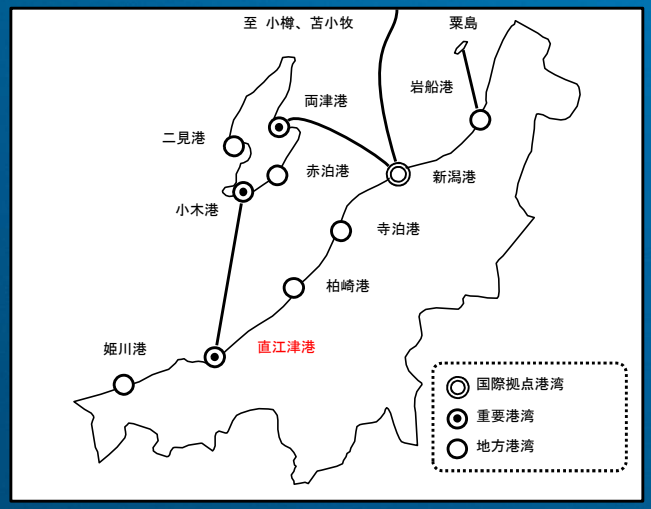

佐渡汽船
ターミナル

中央ふ頭
地区

西ふ頭地区

東ふ頭地区

荒浜ふ頭地区

コンテナ
ヤード

LNG受入基地

火力発電所

一級河川 関川 →

南ふ頭地区

新たな企業の進出による分区の変更

分区とは

分区とは
・臨港地区内において、土地利用の目的に応じた分区を設定することができる。（港湾法第39条）
・分区内では土地利用の目的を著しく阻害する建築物等を条例により規制することができる。（港湾法第40条）

港区の種類	目的
商港区	旅客または一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
工業港区	工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
漁港区	水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
保安港区	爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
マリーナ港区	スポーツまたはレクリエーションのように供するヨット、モータボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
修景厚生港区	景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域

分区による構築物の規制

構築物 ＼ 分区	商港区	特殊物資港区	工業港区	漁港区	保安港区	マリーナ港区	修景厚生港区
港湾法第２条第５項に基づく港湾施設							
第2号　外郭施設	○	○	○	○	○	○	○
第3号　係留施設	○	○	○	○	○	○	○
第4号　臨港交通施設（道路、駐車場等）	○	○	○	○	○	○	○
第5号　航行補助施設（航路標識、照明施設等）	○	○	○	○	○	○	○
第6号　荷さばき施設（固定式荷役機械、上屋等）	○	○	○	－	－	－	－
第7号　旅客施設（手荷物取扱所、待合所等）	○	－	－	－	－	○	－
第8号　保管施設（倉庫、野積場、貯木場等）	△	○	○	－	－	○	－
第8号の2　船舶役務施設（給水施設、給油施設等）	○	○	○	○	○	○	○
第9号　港湾公害防止施設（緩衝地帯等）	○	○	○	○	○	○	○
第9号の2　廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸等）	○	○	○	○	○	△	△
第9号の3　港湾環境整備施設（海浜、緑地等）	○	○	○	○	○	○	○
第10号　港湾厚生施設（休泊所、診療所等）	○	○	○	○	○	○	○
第10号の2　港湾管理施設（港湾管理事務所等）	○	○	○	○	○	○	○
第11号　港湾施設用地（前各号の施設の敷地）	－	－	－	－	－	－	－
第12号　移動式施設（移動式荷役機械等）	○	○	○	－	－	－	－
第13号　港湾役務提供用移動施設（第8号の2及び第9号の2に使用する船舶、車両）	－	－	－	－	－	－	－
第14号　港湾管理用移動施設（清掃船、通船等）	－	－	－	－	－	－	－

商港区ではセメントサイロについて建築不可

※商港区の△は、第8号の保管施設から危険物置場及び貯油施設を除く

直江津港分区の変更(案)

変更前

商　港　区	工 業 港 区
保 安 港 区	マリーナ港区
漁　港　区	修景厚生港区

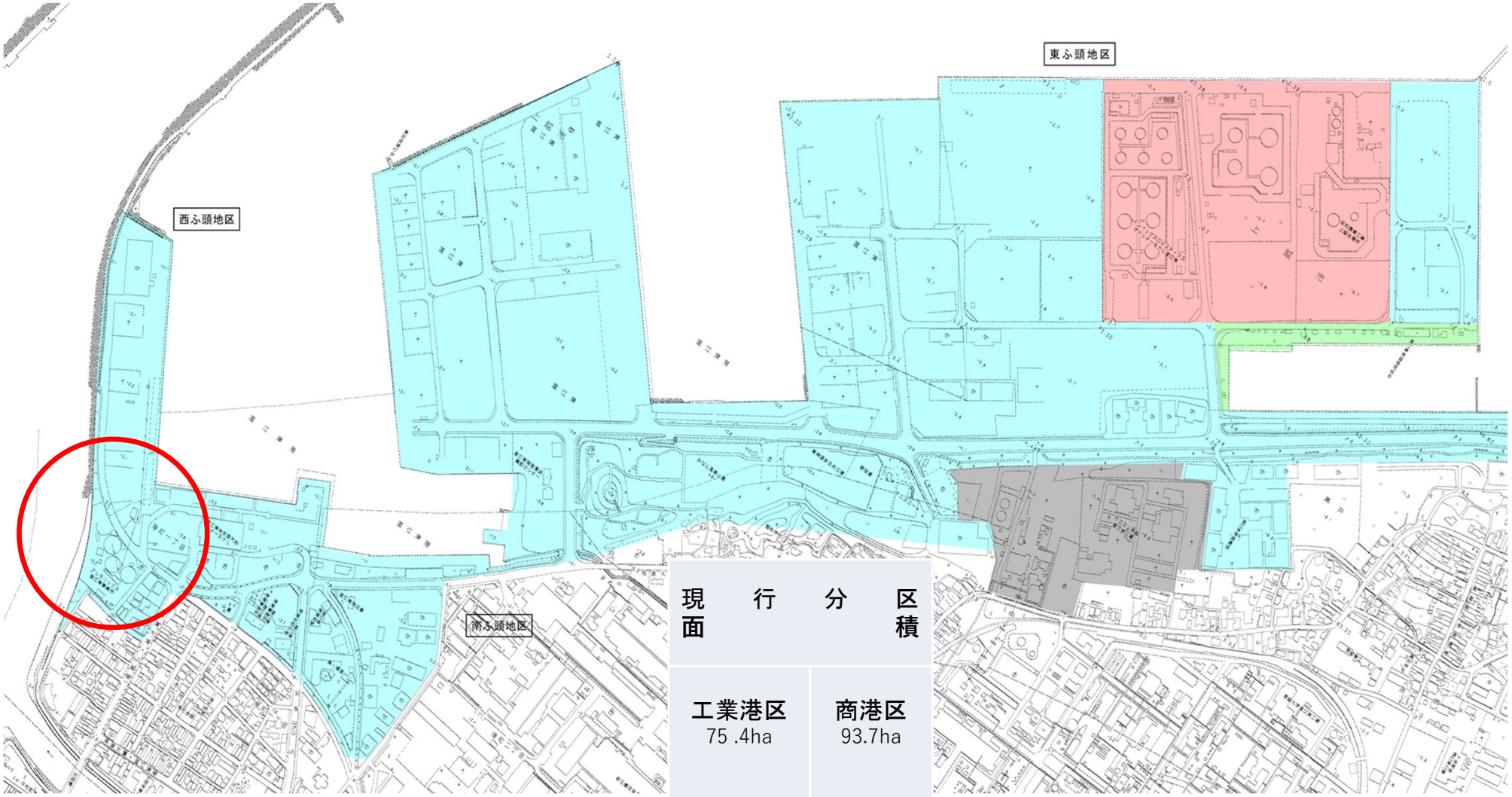

現行分区	面積
工業港区	75 .4ha
商港区	93.7ha

直江津港分区の変更(案)

変更後

商　港　区	工 業 港 区
保 安 港 区	マリーナ港区
漁　港　区	修景厚生港区

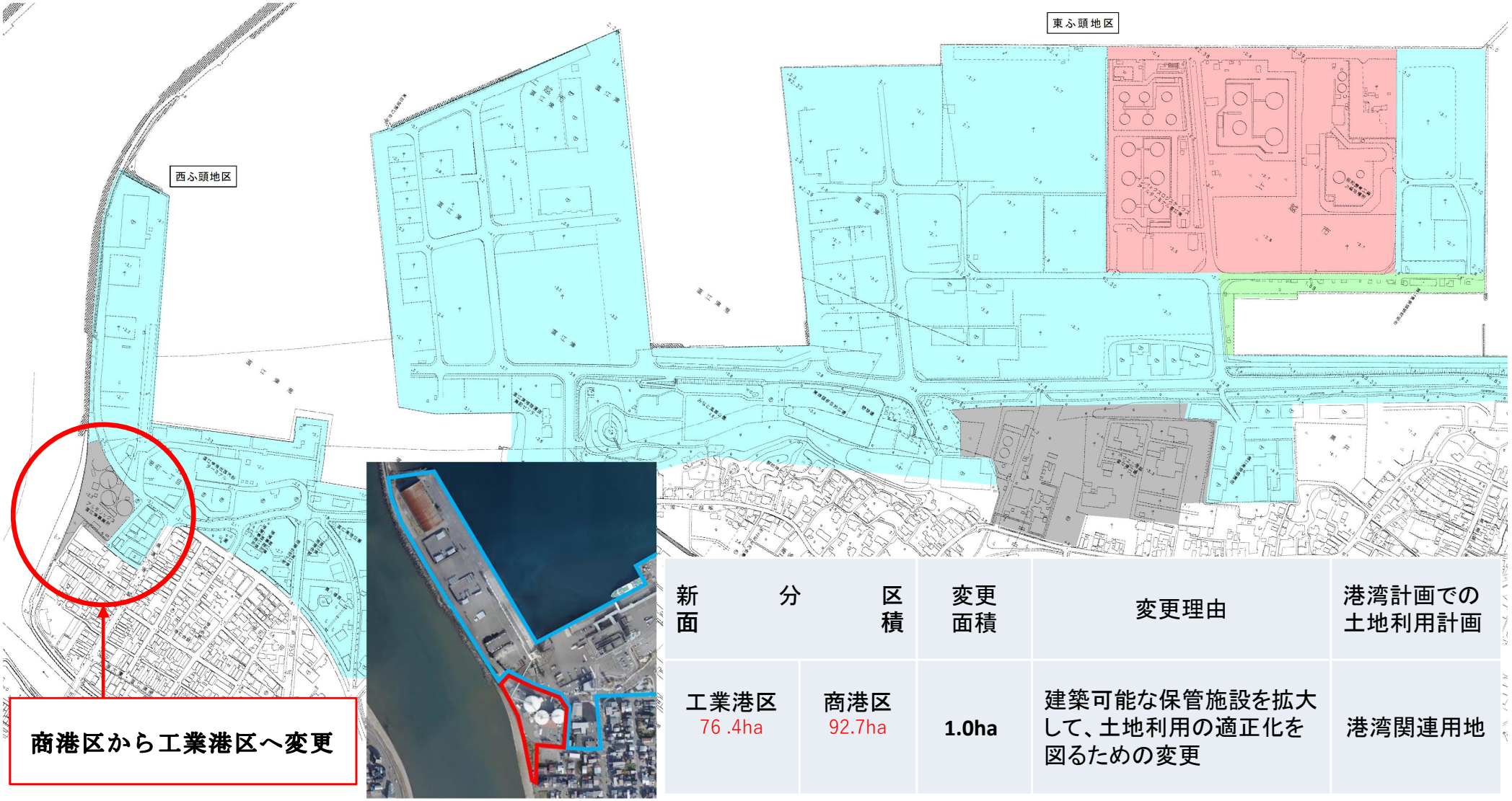

新面	分区積	変更面積	変更理由	港湾計画での土地利用計画
工業港区 76 .4ha	商港区 92.7ha	1.0ha	建築可能な保管施設を拡大して、土地利用の適正化を図るための変更	港湾関連用地

出典:国土地理院発行空中写真を加工して作成